



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年7月3日(火) 第9613号

目次

	ページ
告 示	
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
公 告	
○平成30年度家畜商講習会の開催(畜産課)	2
○開発工事の完了(建築課)	3
警察本部公告	
○退職手当支給制限処分書の通知に代える公告(警務課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第197号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成30年7月3日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成30年6月13日	館林市	法令殺

◎群馬県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下里見安中線	安中市下秋間字吉ヶ谷津4516番の3地先から同市安中三丁目字谷津2647番の1地先まで	前	4.8~33.0	1937.0
			後	4.8~33.0 13.0~71.3	1937.0 2090.0

■ 公 告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、次のとおり平成30年度家畜商講習会を開催する。

平成30年7月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催日時 平成30年9月5日(水)及び同月6日(木) 午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館 第502研修室
- 3 講習課目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続 受講希望者は、受講願書に手数料(群馬県証紙3,200円分)及び写真(上半身無帽の4cm×

3. 6cm)を貼付して平成30年8月3日(金)(郵送の場合は、同日の消印のあるものまで有効とする。)までに住所地を所管する農業事務所農業振興課へ提出すること。

ただし、県外居住者が受講を希望する場合は、願書の提出先は群馬県農政部畜産課とする。

また、受講手数料は、群馬県証紙に代えて払込書による納入ができるものとする。

5 その他 受講願書は、群馬県農政部畜産課及び各農業事務所農業振興課において配布する。

なお、詳細については、群馬県農政部畜産課企画経営係(電話027-226-3103)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年7月3日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字寄木戸字稲荷林429-1、430-13、430-14、431-5、431-7、431-10、431-11、431-12、432-6	東京都練馬区石神井町二丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
2	佐波郡玉村町大字上之手1662-3、1665	佐波郡玉村町上茂木485-3 シェルパティオA102 金長和幸、金長早希枝
3	渋川市金井字聖神206-1、208、209、209-2、211-1、211-3、213-1、213-2、214-1	前橋市国領町二丁目18番18号 株式会社小野木製袋 代表取締役 小野木秀記

■ 警察本部公告

群馬県職員退職手当に関する条例(昭和28年群馬県条例第51号)第12条第2項の規定による書面の通知をすることができないので、その内容を次のとおり公告する。

平成30年7月3日

群馬県警察本部長 山本 和 毅

- 1 退職をした者の氏名 宮腰 大
- 2 退職時の勤務公署 刑事部捜査第二課
- 3 処分の内容 群馬県職員退職手当に関する条例第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に群馬県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は群馬県公安委員会)提起することができる(なお、この処分書を受けた

日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
